

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）
	政策の達成目標	独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航海訓練所を統合することにより、我が国の船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制上の措置を講ずることにより、現在、2法人において実施されている船員養成業務を、引き続き、限られた予算の中で効率的に実施することが可能である。仮に税制上の措置を講じない場合には、課税を前提として船員養成に必要な予算を計上した上で、課税に係る税務処理を行う必要が生じ非効率的となる、又は、船員養成に必要な予算が不足し船員の養成・確保が滞り、日本人船員の養成・確保の政策実現に支障が生じる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税において、所得税、法人税、相続税、地価税、登録免許税、消費税、印紙税の非課税措置を講ずることを要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	税制上の措置に代えて、補助金等の政策手段による場合は、これらの独立行政法人において税務処理、納税等の事務が発生する上に、国においても補助金の予算措置、交付等手続きが発生することとなり、非効率的である。
	ページ	8-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 27 年度 拡充 独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置 (航海訓練所・海技教育機構)
ページ	8-3